

世田谷区告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

35-34

2 変更の区間

世田谷区粕谷四丁目522番60

3 変更の区域

延長 7.10メートル

幅員 1.00メートル

面積 7.10平方メートル

案 内 図

特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区

粕谷四丁目3番

